

お客さま 各位

飯能信用金庫

各種規定の一部改正について

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、令和3年4月1日（木）より該当する下記規定の改正をします。

1. 対象となる規定

普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定

2. 改正内容

以下の条項を新設し追加します。

記

普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定

改正前	改正後
(追加)	<p><u>18.</u> (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下「手数料」といいます。）をいただきます。</p> <p>① 令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座（決済用普通預金を除きます。）および総合口座であること</p> <p>② 最後の預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しができないこと</p> <p>③ 残高が1万円未満であること</p> <p>④ 当店のほか当金庫本支店において、預かり金融資産（定期性預金・国債・投資信託等）のお取引がないこと</p> <p>⑤ 当店のほか当金庫本支店において、借入れがないこと</p> <p>(2) 前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。（ご案内文書が延着または到着しなかった時でも通常到着したものとみなします。）</p> <p>(3) ご案内文書送付後、一定期間（3ヵ月）経過後にもお取引がない場合には、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。発生した手数料は毎月15日（15日が休日の場合は翌営業日）に引落します。</p> <p>(4) 手数料の引落しに際し、残高不足等により手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</p> <p>(5) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。</p>
<u>18.</u> (規定の変更) 省略	<u>19.</u> (規定の変更) 省略

以上